



淡路市からのお知らせ

令和2年5月24日発行

発行 淡路市役所 危機管理部
(淡路市新型コロナウイルス感染症対策本部)
所在地 〒656-2292 淡路市生穂新島8番地
電話 0799-64-0001(代表)
FAX 0799-64-2170

「コロナに負けるな市民応援給付金」について

— 淡路市域の景気回復に活用ください —

新型コロナウイルス感染症の緊急対策として実施する10万円の特別定額給付金に、市単独事業として「コロナに負けるな市民応援給付金」1万円を上乗せして給付します。

国の特別定額給付金の申請をされた方に、1万円を給付しますので、特別な手続きは不要です。淡路市域の景気回復、商業の活性化を図るため、是非市内でのご活用をお願いいたします。社会システムを維持しながら新型コロナウイルス感染症を市民みんなで乗り越えましょう。

給付対象者:令和2年4月27日基準日に住民基本台帳に記録されている方

給付額:市民1人あたり1万円

※国の特別定額給付金(10万円)の申請手続きが必要です。

※5月14日、21日に(10万円のみ)振込した方には、後日1万円を振込みいたします。



淡路市民の皆様へ

市民、事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解、ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

現在本市では、感染症の拡大が進行しており、市民生活や経済に直接、間接に甚大な影響を及ぼしています。

市では、感染症の影響により通例の施策に加え、地域振興基金の趣旨を尊重し、市民の連帯感の強化と地域経済の活性化のため、国による現金10万円の一律給付に加え、1人当たり1万円を独自に上乗せして給付する予定です。市民の皆様には市内で消費していただくことにより、約50億円の経済効果が期待できます。

厳しい状況が続きますが、一日も早く感染症が収束され、市民生活の安全と安心の確保に向けて、迅速かつ全力で取り組んでいきます。

「社会生活システムを維持しながら新型コロナウイルスに勝つ」を合言葉に、共に頑張りましょう。

淡路市長

新型コロナウイルス感染症に関連する 人権への配慮について(お願い)

淡路市 市民人権課 ☎0799-64-2521

現在、新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者とその家族、一部の店舗や、新型コロナウイルス感染症の治療に当たる医療機関や医療従事者とその家族などが偏見や差別につながる風評被害に苦しんでいます。

そのような偏見や差別は決して許されるものではありません。

誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めていただき、淡路市が取り組む「誰も排除しない、されない、人に優しく、隣人を思いやるまちづくり」を思い起こす契機となりますようお願いいたします。また、国、県及び本市ホームページなどで新型コロナウイルスについての正確な情報をご確認いただき、冷静な行動をお願いします。

法務省の人権擁護機関では新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等のさまざまな人権問題についての人権相談を受け付けています。

◆みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

☎0570-003-110(平日8:30~17:15)

給付金のサギに注意

淡路市消費生活センター ☎0799-64-0999

絶対に教えない!! 渡さない!!

- 暗証番号
- 口座番号
- 家族構成
- 通帳
- キャッシュカード
- マイナンバー

《市役所や総務省などが以下を行うことは絶対にありません》

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

◆もしかして…不安になったら、すぐ!!

消費者ホットライン

「(局番なしの)188(いやや!)」へお電話を。

お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内します。

STAY HOME

市独自
施策

感染症対策応援事業

これまでに要した感染症予防経費を支援するために、商工会商品券を配布します。

■対象者

令和2年4月1日時点(基準日)、淡路市住民基本台帳に登録がある65歳以上の方及び16歳から64歳までの重度障がい者の方

- ※重度障がい者 ①身体障害者手帳1・2級
- ②療育手帳A判定
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

■配布額

- 1人につき5,000円分の商工会商品券
- 上記の対象者に重複している場合は、1回のみ支給。
- 商品券配布前にお亡くなりになられた方は対象外。

■配布時期

国の緊急事態宣言の解除後の早い時期に配布します。

■配布方法

対象者には簡易書留で発送予定です。

☎福祉総務課 ☎64-2509

傷病手当金

令和2年1月1日～9月30日の間で連続する3日間を含み4日以上就労できなかった場合に、傷病手当金を支給します。

■対象者

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、感染が疑われる者※被用者とは他の人に雇われている人をいいます。

■支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を労務日数で除した金額×3分の2×日数

■適用期間

療養のため労務できない期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで)

☎福祉総務課 ☎64-2509

国民年金保険料の臨時特例

令和2年5月から、感染症の影響により収入が下がった場合は、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きができます。また、学生で収入が下がった場合は、学生納付特例申請が可能です。

■対象者

以下の①②を満たす方が対象になります。

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
- ②令和2年2月以降の所得等の状況から、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当することが見込まれること

☎明石年金事務所 ☎078-912-4983
☎福祉総務課 ☎64-2509

休日応急診療所での受診時の注意点

淡路市休日応急診療所で診察を希望される方は、必ず事前に電話で、症状等を伝え、受診してください。受診時は、付き添いの方も含め、必ず、マスクの着用をお願いします。

☎淡路市休日応急診療所 ☎62-0285

小・中学校

市内小学校11校、中学校5校は、5月28日(木)・29日(金)のいずれかに登校日を設けます。

■学習

小学校4年～中学校3年生についてはタブレット端末を使い、通信を利用した指導を実施します。

■部活動

中学校の部活動は中止します。

☎学校教育課 ☎64-2519

子育て世帯への臨時特別給付金

■支給対象

令和2年4月分の児童手当受給者(平成16年4月2日～令和2年3月31日までに生まれた児童が対象)

※特例給付(月額1人につき5,000円)受給者は対象外

■支給額

対象児童1人につき1万円

■申請手続

原則、申請は不要(公務員の方は、職場で申請書が配布されますので、証明を受けた上で申請してください。)

■支給時期

6月中に支給を予定(公務員の方は申請受付後、随時支給)

市独自
施策

子育て世帯応援事業

■配布対象

平成16年4月2日～令和2年3月31日までに生まれた児童及び平成13年4月2日～平成16年4月1日までに生まれた児童扶養手当受給対象児童

■配布額

対象児童1人につき5,000円分の商工会商品券

■申請手続

不要

■配布時期

7月中を予定

☎子育て応援課 ☎64-2134

住宅、交通・公園等、水道

■市営住宅について

- 市営住宅提供(解雇・離職者等) …住宅困窮の方は、まずご相談ください。

☎都市計画課 ☎64-2533

■市営バス・公園施設など

- あわ神あわ姫バス…通常通り運行します。
- 公園……………開園していますが、ご利用の自粛をお願いします。
- 海岸護岸・ふ頭…海岸護岸及びふ頭での釣り・バーベキュー・キャンプなどは自粛してください。

☎都市総務課 ☎64-2125

■水道料金について

- 実施内容…基本料金を3か月間(令和2年6月、7月、8月請求分)減免します。
- その他…
 - ・減免の手続きは不要です。
 - ・請求は、減免額を差し引いた額となります。
 - ・減免措置に関して、本企业団から電話や訪問することはありません。

☎淡路広域水道企業団淡路市お客さまセンター ☎64-1780

引き続き感染予防を!

あなたや大切な人の命を守るため、私たちにできること。引き続き、感染防止に取り組みましょう。

①密接しない!



密接回避

- 十分な距離を取りましょう
- 食事時は、マスクを外すので特に危険 会話は控えめに願います

②密閉・密集しない!



密閉回避 密集回避 換気

- 狭い空間で集まらない・密集しない
- こまめに換気を行う
- 換気の悪い密閉空間では集まらない

③マスク・手洗い



咳エチケット 手洗い

- こまめに手洗い、手指消毒
- 手洗いは30秒程度かけ水と石けんで丁寧に
- マスクの着用、咳エチケットを

発熱や風邪のような症状等が出た場合は、洲本健康福祉事務所やかかりつけ医に電話で相談してください(いきなり受診しない)

☎洲本健康福祉事務所 ☎0799-26-2062 (帰国者・接触者相談センター)